



別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
~~処分業~~

許可番号	北広環境指令第210号
営業所(処分業にあつては処理場)の所在地又は住所	北広島市北の里471番地7
営業所(処分業にあつては処理場)の名称	協業組合エクセル三和
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
営業の区域	北広島市全域(し尿及び浄化槽汚泥に限り、長沼町・南幌町・由仁町を含む。)
許可の有効期限	平成30年4月1日から平成32年3月31日
許可条件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の収集運搬を行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、上記のとおり許可する。

平成30年 3月 6日

北広島市長 上野正三

